

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立船田小学校
校長名 野場 正道 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

明るく豊かな心をもち、生命を大切にし、人間を愛する教育を基盤とした児童の育成をめざす。

【めざす児童像】

1 助け合える子 ◎2 (重点目標) 健康な子 3 深く考え、やり通す子 4 進んで働く子
重点目標を「健康な子」とし、心も体も健康な児童をめざす。児童の自己肯定感を高めながら、共に生きる社会の形成者としてふさわしい資質・能力を身に付けた児童の育成を図る。そのために、確かな学力の定着と伸長、豊かな人間性の育成、総合的な体力の向上、未来を生き抜く力を育む。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の定着と伸長

- ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、学習の基礎となる資質・能力を育成する。ICTを活用して個に応じた指導を行い、協働的な学びの一体的な充実を図る。
- ②全ての児童の基礎的・基本的な学びの着実な定着のため、授業内での学習支援ボランティアの効果的な配置や複数教員での指導形態など、補充的な学習や習熟度別指導を充実させる。

イ 豊かな人間性の育成

- ①学習に主体的に取り組み、学びに向かう力、人間性等を育てるとともに、自分自身の成長に向かい粘り強く努力することができる自己肯定感の高い児童を育てる。
- ②道徳教育全体計画や年間指導計画に基づき、道徳的価値を深め自己のよりよい生き方を考えさせる指導を、教育活動全体を通して計画的に行う。
- ③東京都の人権教育プログラムに基づき、人権教育を推進し、他者や人とのつながりを大切にし、人権課題の解決に向けて行動しようとする児童を育てる。

ウ 総合的な基礎体力の向上

- ①保健指導・体力向上・食育など、教育課程全体を通して健康教育を推進することで、生涯にわたり心身共に健康な生活を送るための基礎を培う。

エ 地域運営学校として、家庭・地域社会と積極的に連携し、開かれた学校づくりと小中一貫教育の更なる充実を行う。【長房中学校グループ(長房小・船田小)】

- ①長房中学校グループで「学習を大切にする子」「自他を大切にする子」「体を動かすことを大切にする子」を目標に9年間を見通してグループの全教職員で、義務教育修了後『社会の中でよりよく生きようとする子』の育成をめざすために直接的・間接的に合同で交流活動を進める。
- ②義務教育学校の創設に向けて、児童が自分自身の9年間の成長を意識できるようにする。そのために、小中の児童生徒が協働で取り組むことができる小中合同の取組をさらに推進する。

オ 不登校児童への適切な対応

- ①不登校児童が将来社会的自立をできるよう全教員で情報を共有し、関係諸機関や保護者と連携しながら組織的に対応する。

カ いじめ総合対策を踏まえた、いじめの防止等の方針

- ①学校いじめ対策委員会を中心として、関係諸機関や保護者・地域の方々と連携しながらいじめ防止等に向けての取組を組織的、計画的に行い、児童が安心して過ごせる環境づくりを行う。

キ 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特別支援教育の充実

- ①校内での特別支援教育への理解を深めるとともに、一人ひとりの児童に応じた指導を充実させる。校内委員会を中心に組織的に教育相談や支援を行う。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①「船田スタンダード（学習編）」を活用し、基礎的・基本的な学力を定着できるようにする。学習規律、学習習慣を確実に身に付け、主体的に学習しようとする意欲をもてるようにする。
- ②スモールステップを重視した意図的・計画的な指導を行うとともに、仲間との協働作業を通じてそれぞれ役割を担わせ、達成感や成就感を味わわせることで自己肯定感を高める。
- ③主体的・対話的で深い学びの授業改善を実現するために、各教科等で個別最適な学びと協働的な学びを視点とした授業研究を実施する。各教科領域で話し合い活動を設定し、ICTを活用し、互いの考えを整理して伝え合う学習を繰り返すことで思考力を高め、人と関わる力を育成する。
- ④「はちおうじっ子ミニマム」を活用し、全ての児童が基礎的・基本的な問題を解くことができる力の定着を図る。基礎的・基本的な問題が解けない児童は経年で学力の積み上げを見取り、児童の実態・学習の目標に沿った指導内容・指導方法を計画的に実施する。
- ⑤1人1台の学習用端末でドリル型学習コンテンツや授業支援ツールを用いた発表や話し合い活動等、日常的に端末やアプリケーションを効果的に活用した授業を行い、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- ⑥体験的な学習や、授業導入の驚きや疑問のもたせ方を工夫するなど、児童の心を動かすことで問題把握を確実にして問題解決意欲を高める。算数科や理科等、順序立てて考え、試行錯誤しながら解決するプログラミングの思考を養う授業を展開し、プログラミング教育を充実する。
- ⑦理科の基礎学力の定着や論理的思考を育てるため、観察・実験活動を重視した問題解決的な授業を行い、理科教育の充実を図る。
- ⑧外国語科及び外国語活動では、外国語指導助手（ALT）による効果的な指導方法を検討し、教員の指導力を高める。指導者と児童、児童同士が外国語でやり取りをする活動を多く設定し、児童が自信をもってコミュニケーションを図ろうとする意欲を高める。
- ⑨高学年における一部教科担任制を実施し、質の高い教科指導や中学校教育への円滑な接続、多面的・多角的な児童理解の促進を推進する。

イ 総合的な学習の時間

- ①第3学年の高齢者福祉や第4学年の障害者福祉など、人との関わりや地域の方々との共生をテーマとした探究的活動に取り組み、学び方やものの考え方を身に付けるとともに郷土学を育む。
- ②日本遺産「霊気満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」を第3学年からの郷土学習に位置付け、八王子市民としての地域への愛着を深める学習活動を行う。

ウ 特別活動

- ①異年齢集団による縦割り班活動を重視し、望ましい人間関係を築く力やリーダーシップ・フォロワーシップを育てる。児童会活動を活性化させ、何事にも主体的に取り組む児童を育てる。
- ②運動会や展覧会など学校行事を通して、協力してより良い学校生活を築こうとする態度を育てるとともに、学習の成果を発表することにより達成感を味わうことができるようにする。
- ③集団宿泊的行事に向けて、児童が活動する時間を十分に確保する。児童が集団宿泊的行事の意義やめあてを自覚できる活動を設定し、自ら集団宿泊的行事を創り上げようとする意欲を高める。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ①道徳教育全体計画及び別葉を活用し、道徳的心情及び実践意欲と態度を育てる取組を充実させ、児童の道徳性を高める。
- ②道徳授業地区公開講座では、「B 思いやり・親切」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」を重点とし、公正、公平、社会正義、家族愛、人権を尊重する態度を育てる。
- ③船田小情報モラルウィークを活用し、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(3) キャリア教育

- ①「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、長房中学校グループとして、児童の自己肯定感、適切な職業観や勤労観を育み、夢や希望をもって生きようとする態度や自己の生き方を追究する力を育成する。特別活動や体験活動から得た学びを蓄積し、目標をもって生活する力を付け、社会づくりに貢献できる児童を育成する。児童理解の引継ぎ資料にも活用する。
- ②社会で活躍する人とのふれ合いや学びを通して、金融や経済の働きや仕組み等、勤労の意義を学び、社会の変化に自律的に対応し、社会的・職業的自立を図ることができるよう、発達段階に応じた能力を育て、持続可能な社会の形成者として考え、行動する態度を養う。

(4) 特別支援教育

- ①校内委員会が中心となり特別支援コーディネーターを活用しながら、特別支援教室や家庭と連携して、学校生活支援シートや連携型個別指導計画を作成するとともに、組織的に指導・支援にあたる。
- ②児童一人ひとりについて情報を共有して理解を深め、1人1台の学習端末を効果的に活用したりサポーターを配置したりしながら、児童が主体的に学習に取り組めるよう支援を行う。
- ③特別支援教育に関する研修を計画、実施し、個に応じた支援の在り方や授業の中での具体的実践方法等について教員の理解を深め、一人ひとりの児童にとってよりよい支援を行う。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①「船田小スタンダード（生活編）」を全教職員で共通理解をし、基本的な生活習慣の定着を図る。児童が自ら考えて生活指導上の課題に取り組める指導の工夫を組織的に進める。
- ②セーフティ教室や避難訓練・引き渡し訓練を計画的に実施し、災害発生時に「自助」「共助」の精神に基づき、児童の危機回避能力を高め適切に行動できるよう安全教育を推進する。
- ③児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、体育科や特別活動等を活用し児童の発達段階に応じて、自他を大切にする心情やSNSの正しい使い方等「生命の安全教育」についての指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ①『いじめを絶対に許さない』を合言葉に、毎週水曜日の学校いじめ対策委員会で、いじめ案件だけでなく気になる児童についても情報を共有し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための手だてを講じる。
- ②「八王子いのちの大切さを共に考える日」を7月1日（火）に設定し、校長の講話や「命の教育」に関する授業を行い、学校全体で命について考える取組を行う。
- ③スクールカウンセラーや関係諸機関との連携による組織的な対応を行い、校内体制を確立する。いじめ防止に関する授業を各学年、年3回以上行う。相談できる大人の調査を行うとともに、SOSの出し方に関する教育について各学年1単位時間行う。
- ④発達段階に応じた情報教育を推進する。長房中学校グループのSNSルールを基にした情報モラル教育、及び、情報機器会社によるメディアリテラシー教育を第5・6学年で実施する。

ウ 不登校児童への支援等

- ①登校支援コーディネーターを中心に個票システムを活用して教職員で不登校児童の早期把握に努めるとともに情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して組織的に対応する。
- ②児童にとって安心できる居場所ができ、社会的自立ができるよう児童や保護者の願いを受け止め、段階的な支援を行う。子ども家庭支援センターや児童相談所、医療とも連携し、柔軟な支援・対応を行う。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- ①年間3回の「小中一貫教育の日」を設け、小中相互の授業参観及び意見交換により連携を深めるとともに、合同引き渡し訓練、第6学年の中学校授業体験や部活動見学と体験、交流会、中学校合唱コンクールリハーサル見学会等を実施する。児童会と生徒会の児童・生徒が互いに協働し、八王子サミットで「自分たちの未来について」発表するなど小中合同の取組を推進する。
- ②「学力定着プロジェクトチーム」を設置し、調査結果の分析と授業改善の取組内容等を共有し、学習に関する共通事項の検討を行い、学習に関するスタンダード策定を進める。
- ③生活指導やICT、養護、特別支援のチームを設置し、児童・生徒の情報交換を定期的に行う。
- ④「地域の子どもは地域で育てる」の意識を保護者・地域と共有・連携し、青少年対策長房地区委員会や学校運営協議会等と協働した三校地域清掃活動・三校交流会等を実施する。
- ⑤週に1度、異学年での「船体タイム」の時間を設定し、児童の体力・運動能力の向上をめざす。

イ 学力向上の取組

- ①「学力定着プロジェクトチーム」が中心となり、学力向上の取組を推進する。月・火の放課後15分間と朝自習の時間・夏季休業中の補習時間を「船学タイム」とする。「東京、八王子ベータシック・ドリル」「はちおうじっこミニマム」「ドリル型学習コンテンツ」等や学習支援ボランティアを活用、児童の補充的な学習を推進し、国語・算数の基礎学力の確実な定着を図る。
- ②1人1台の学習用端末を活用し、個別最適な家庭学習の充実と学習習慣の着実な定着を図る。

ウ その他

- ①「船田小学校2020レガシー」の取組で、自国の伝統や文化、礼儀・作法や習慣を学ぶことで愛国心や他国への敬意をもたせ、共生していこうとする態度や能力を育てる。
- ②地域の清掃活動や体育的・文化的な活動団体に参加した児童を全校朝会等で定期的に表彰するとともに、児童一人ひとりの活動実績を個別に記録する。
- ③就学から学齢期の円滑な接続のため保幼小の情報共有を行う。また、保小合同行事を開催する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	17	2	21	22	19	18	16	19	16	207
2	17	20	21	17	2	21	22	19	18	16	19	16	208
3	16	20	21	17	2	21	22	19	18	16	19	16	207
4	16	20	21	17	2	21	22	19	18	16	19	16	207
5	16	20	21	17	2	21	22	19	18	16	19	17	208
6	17	20	21	17	2	21	22	19	18	16	19	16	208
備 考	・第1学年は始業式不参加、第3学年から第5学年までは、入学式不参加のため、4月の授業日数が1日減。 ・第1学年から第4学年までは卒業式に参加、第6学年は修了式不参加のため、3月の授業日数が1日減。 ・夏季休業日 7月24日から8月27日まで ・土曜授業日 7月19日 9月13日 2月14日 ・都民の日（10月1日）は授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

学 年 領 域		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動（学級活動）		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	1	1	1	1	1	2
	委員会活動					1 1	1 1
クラブ活動					1 6	1 6	1 6
学校行事		37 2/3	36 1/3	36 1/3	40	66 2/3	74 2/3
学級・学年裁量の時間		7	1 1	2 2	8	1 4	4

イ 1 単位時間

1 単位時間は4 5 分間とする。

クラブの時間は、6 0 分間（1 2 回）とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

第5 学年・第6 学年は、クラブ・委員会を実施しない水曜日の5 校時に授業を実施する。

4 月 2 3 日・4 月 3 0 日・7 月 1 6 日・1 0 月 1 5 日・1 1 月 2 6 日・1 2 月 2 4 日・2 月 1 8 日・3 月 1 1 日・3 月 1 8 日

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

総合的な学習の時間の調査活動として

第3 学年 「桑都」について 1 0 時間

第4 学年 「地域で伝統的に継承されている文化や祭り」について 1 0 時間

第5 学年 「八王子市の豊かな自然環境」について 1 0 時間

第6 学年 「歴史的に八王子のまちや文化を発展させた人々の業績等」について 1 0 時間
を実施

オ 授業時数に位置付けない教育活動

船田タイム

「船学」・・・各学年週3 回、朝学習の時間（1 5 分間）に実施する。

第4 学年から第6 学年まで週2 回、放課後の時間（1 5 分間）に実施する。

「船体」・・・各学年週1 回、朝学習の時間（1 5 分間）に実施する。

「船夏」・・・全学年、7 月の夏季休業期間に3 日間（1 時間）実施する。

カ その他